

参加表明書に係る質問に対する回答

業務名：令和 7 年度南城市立地適正化計画策定業務

No	質問に関する業務説明書、 特記仕様書等の記載箇所	質 問	回 答
1	実施要領 P2 4. 参加表明書の提出者に対する要件 (1) 同種又は類似業務の実績	[1] 同種業務：防災指針を含む立地適正化計画「策定」に関する業務には、立地適正化計画の「改定」に関する業務も含まれるという認識でよいでしょうか。	「改定」にあつては、都市再生特別措置法（以下「法」という。）第 81 条第 2 項に規定する防災指針の追加を含む改定に関する業務とする。 ただし、法施行規則第 31 条に規定する軽微な変更は、「改定」に関する業務とみなさない。